

# 八女市立見崎中学校「いじめ防止対策基本方針」

## 1 「いじめ防止対策推進法第22条」に基づき「見崎中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (1) **目的** … 常に生徒の状況を見守り、いじめの未然防止および早期発見・早期対応に努め、より良い人間関係を構築できるための支援・指導体制の確立に資する。
- (2) **到達目標** … ①いじめの認知に、積極的に取り組む。  
②アセス質問を実施し、生徒の学校適応感の向上に努める。
- (3) **構成** … 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当者、スクールカウンセラー、スクールサポーター（適宜）
- (4) **活動**
  - ①アンケート調査、教育相談等いじめの早期発見に関すること。
  - ②いじめが心身に及ぼす影響、生徒理解その他のいじめの問題に関する指導計画（道徳・学級活動・日常指導）および研修計画等、いじめの防止に関すること。
  - ③いじめ事案への対応に関すること。
- (5) **開催**…週一回定例会議および臨時または緊急に開催。

## 2 いじめ発生時の措置

- (1) いじめに係る相談等を受けた場合は、速やかに管理職に報告し、当該学年の連携を行いながら、複数の職員で対応し事実の有無や状況等の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、初期対応の重要性の認識の上に本委員会にて支援方針および対応方法を決定し、いじめを受けた（被害）生徒・保護者に対する説明および支援と、いじめを行った（加害）生徒へ関係機関との連携を含めた指導を行うとともに、その再発防止のため、継続的にその保護者への助言を行う。
- (3) 被害生徒が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、関係保護者と連携をとりながら、加害生徒が別室において、一定期間、学習を行わせる等の措置、もしくは被害生徒の別室で学習を保証する等の措置を講ずる
- (4) いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化をはかるとともに、スクールサポーターを含めた八女警察署、スクールソーシャルワーカーを含めた八女市教育相談室および八女市家庭児童相談室等の関係機関と情報を共有し必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、八女市教育委員会及び八女警察署等と連携して対処する。

## 3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、「相当の期間」学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をとる。

※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 八女市教育委員会と連携を図りながら、事実関係を明確にするための調査を組織的に行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした生徒の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

## 4 基本計画および評価

PDCAサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 年に2回(9月、2月)に年間計画に沿った取組の「取組評価アンケート」を実施する。
- (2) 結果をもとに、組織での取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解・実践する。

## 5 年間計画

月	基本計画 (いじめ防止対策委員会の取組)	校内の取組			保護者への働きかけ
		※	教育 相談	各種行事との関わり	
4	方針の共通理解・年間計画等の共通理解・情報交換	○		学級集団づくり	基本方針説明
5	定例会・情報交換・当面の取組み確認	○			家庭用チェックリスト配布
6	定例会・情報交換・当面の取組み確認 (小学校との情報連携①)	○	○	アセス質問実施 アセス質問結果の分析	
7	定例会・情報交換・当面の取組み確認	◎		人権学習① 情報モラル学習	保護者面談 (3年)
8	定例会・情報交換・当面の取組み確認 (小学校との情報連携②)	○			
9	定例会・情報交換・当面の取組み確認・取組みの評価①	○			
10	定例会・情報交換・当面の取組み確認	○		性の逸脱行為防止教室	家庭用チェックリスト配布、面談 (1・2年)
11	定例会・情報交換・当面の取組み確認	○	○	薬物乱用防止防止教室 人権学習②	保護者と学ぶ 規範教育
12	定例会・情報交換・当面の取組み確認	◎			保護者面談 (3年)
1	定例会・情報交換・当面の取組み確認	○		アセス質問実施② アセス質問結果の分析	
2	定例会・情報交換・当面の取組み確認・取組みの評価②	○	○	人権学習③	
3	定例会・情報交換・次年度取組の原案作成 (小学校との情報連携②)	◎			

※いじめ防止に関するアンケート調査 (○定期◎特化)

## 6 重大事態に対する調査・報告・連携体制

